

議案第10号

愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体の協議により、令和4年3月31日をもって、尾張旭市長久手市衛生組合を脱退させることに伴い、愛知県市町村職員退職手当組合同約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年2月25日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、組合同約を変更することについて協議する必要があるからである。

愛知県市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約

愛知県市町村職員退職手当組合同規約（昭和33年愛知県市町村職員退職手当組合同規約第1号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「知多南部衛生組合 尾張旭市長久手市衛生組合」を「知多南部衛生組合」に改める。

別表第2の1区の項中「長久手市 尾張旭市長久手市衛生組合」を「長久手市」に改める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案の概要

### 1 変更理由

令和4年3月31日をもって尾張旭市長久手市衛生組合が解散することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、愛知県市町村職員退職手当組合（以下「組合」という。）を組織する地方公共団体の数を減少させ、組合規約を変更することについて協議する必要があるからである。

### 2 変更内容

組合を組織する地方公共団体から尾張旭市長久手市衛生組合を削ること。（別表第1及び別表第2関係）

### 3 施行期日

令和4年4月1日から施行すること。